

子育て支援センター広告物設置基準

(趣旨)

この基準は、子育て中の家庭に子育てに役立つ情報を提供するため、事業者からの依頼を受け、あいあい広告物を（パンフレット、チラシなど）を設置するために必要な事項を定めるものとします。

(広告物の設置を許可する基準)

設置できる広告物は、次の各項目に該当するものとします。

- ①子ども・子育て・子育て支援に関するもの
- ②責任の所在が明確であるもの

次の各項目に該当する広告は設置しないものとします。

- ①広告の受け手に不利益を与えるもの
- ②法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ④政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤社会問題についての主義主張のあるもの
- ⑥人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦個人又は法人の名刺広告のあるもの

(管理の方法)

次のすべての項目に該当する広告は、あいあい管理するものとし、該当しない項目がある場合は、期間満了後は申込者が広告物の撤去等の管理を行うものとします。

- ①事業主名が記載してある
- ②連絡先（電話番号）が記載してある
- ③営利を目的とするものではない（参加費は無料又は実費のみである）

※無料体験のチラシでも営利目的の事業への入会を募集するものは営利目的であるとみなします。

※サテライト（5カ所）は、設置するスペースが少ないため、原則として松江市関連事業（主催、共催、後援）に限り許可します。

附 則

この基準は、令和3年2月22日から施行する。